

令和6年度大阪労働局の行政目標（数値目標）

I 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

	重点施策	数値目標
1	最低賃金制度の適切な運営等	● 審議後の最低賃金額（改正の有無にかかわらず）について、大阪府内の自治体広報誌への掲載率を100%とする。
2	非正規雇用労働者の処遇改善等	● キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数について、前年度実績以上

II 円滑な労働移動の推進及び多様な人材の活躍促進

1	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	○ 就職件数72,222件以上 ○ 充足数82,335人以上
2	人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進	○ 人材不足分野の就職件数18,422件以上
3	職業訓練を活用した人材育成支援	○ 公的職業訓練の修了後3か月後の就職件数6,470件以上
4	高齢者の雇用対策の推進	○ 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率83.4%以上
5	障害者などの雇用対策の推進	○ 障害者の就職件数前年度実績以上
6	就職氷河期支援プログラムに基づく施策の推進	○ ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代（35～56歳）の不安定就業者・無業者の件数10,653件以上
7	若者の雇用対策の推進	○ 就職支援ナビゲーターの支援による新規卒業予定者等（既卒者含む）の正社員就職件数9,792件以上 ○ わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合71.0%以上
8	地方自治体と一体となった雇用対策の推進	● 地方自治体との一体的実施施設（生保型除く）におけるハローワークコーナーの就職件数について、3,010件以上 ○ 生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率68.1%以上 ● 生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の生活困窮者に対する就労支援について、就職件数4,312件以上
9	労働力需給調整事業の適正な運営の促進	● 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者や許可を受けた事業者等に対して、適正な許可・届出について法制度の周知を図るため、説明会等を毎月4回以上開催する。

III 安全に安心して働くことができる魅力ある職場づくり

1	労働時間法制の見直し・長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止	● 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される事業場に対し、上限規制等の内容や自動車運転者を使用する事業場に対しては改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を含めた周知、理解の促進等に向けた説明会等を民間事業者等も活用し、リモート方式も含めて開催し、1,000事業場以上を参加させる。 ● メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
2	安全で健康に働くことができる職場づくりの推進	● 死亡災害を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。 ● 死傷災害を2022年と比較して、2027年までに減少させる。
3	総合的なハラスメント対策	● あっせん、調停の合意率を前年度実績以上
4	女性の活躍推進	○ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者について、就職率95.9%以上 ○ マザーズハローワーク事業における担当者制による重点支援対象者数について、厚生労働省から示された目標値以上を目指す
5	雇用保険制度の安定的運営	○ 雇用保険受給者の早期再就職割合31.9%以上
6	労働保険未手続事業一掃対策の推進 労働保険料等の収納率向上	● 労働保険の加入手続勧奨を効果的に実施し、手続指導による成立件数1,300件以上を目指す。 ● 実行ある滞納整理を実施し、全国平均を上回る収納率を目指す。